

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第五号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年四月十九日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「政令第二十一条の十二第一項ただし書」を「地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号。以下「政令」という。）第二十一条の十一第一項ただし書」に改める。

第四十四条中「地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号。以下「政令」という。）」を「政令」に改める。

第一百五十三条第一項中「第二十一条の十五」を「第二十一条の十四」に改める。

第六十七条第一項第五号中「第二十一条の十四第一項第三号及び第四号」を「第二十一条の十三第一項第三号及び第四号」に改める。

第七十一条第一項及び第八十一条第一項中「第二十一条の十五」を「第二十一条の十四」に改める。

第八十三条中「第二十一条の十四第一項第一号」を「第二十一条の十三第一項第一号」に改める。

第八十四条第一項中「第二十一条の十四第一項第一号、第二号及び第五号から第九号まで」を「第二十一条の十三第一項第一号、第二号及び第五号から第九号まで」に、「第二十一条の十四第一項第三号又は第四号」を「第二十一条の十三第一項第三号又は第四号」に改め、同条第三項中「第二十一条の十四第一項第三号又は第四号」を「第二十一条の十三第一項第三号又は第四号」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。